

○製造その他の請負契約における低入札価格調査制度について

環境会発第070629005号

平成19年6月29日

改正 平成23年11月1日環境会発第111101004号

大臣官房会計課長から環境省内各部局・機関の長宛

「公共調達適正化」に関する一連の取組の中で、従来より競争性のない随意契約を行ってきたものについては、一般競争入札（総合評価落札方式を含む。）をはじめとする競争性及び透明性を担保した契約方式への移行等に順次取り組んでいるところであるが、不適切な低価格の入札及び落札が横行すれば、いわゆる「安かろう悪かろう」の弊害を招き、環境行政の推進に支障が生じるおそれがある。

このため、低入札価格調査制度の実効性を担保するとともに、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合には、最低価格入札者を落札者としないうことを徹底する必要がある。

以上を踏まえ、現行の低入札価格調査制度の改善を図るため、具体的な調査の方法等について下記のとおりとするので、手続きに遺漏なきを期されたい。

記

1 低入札価格調査基準

製造その他の請負契約（予定価格が1,000万円を超えるものに限る。）についての予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第85条（予決令第98条において準用する場合を含む。）に規定する相手方となるべき者の申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準（以下「低入札価格調査基準」という。）については、その者の申込みに係る価格が10分の6を予定価格に乗じて得た額に満たない額であること（環境省所管会計事務取扱規則（平成19年環境省訓令第4号。以下「会計規則」という。）第14条の4）。

2 基本的事項

(1) 低入札価格調査の対象となる「製造その他の請負契約」とは、製造及び役務に関する契約のうち測量、建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務を除いたものを指し、物品の売買、賃借等の契約については、低入札価格調査の対象とはならないこと。

なお、工事並びに測量、建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務の請負契約に係る低入札価格調査については、平成23年11月1日付け環境会発第111101003号「工事請負契約等に係る予算決算及び会計令第85条の基準の取扱いについて」によること。

(2) 契約担当官等（会計規則第14条に規定する契約担当官等をいう。以下同じ。）は、低入札価格調査基準に該当することとなった場合（総合評価落札方式における場合を含む。）には、落札の決定を保留し、予決令第86条第1項の規定に基づき調査を行うこと。

なお、調査の結果、申込みに係る価格によって、当該契約の内容に適合した履行がなされると認められた場合には、その者を落札者とする。

(3) 予決令第86条第1項の規定に基づき行う調査は、履行の確保及び公正な取引秩序の確保の観点から行うものであること。

3 予定価格調書における低入札価格調査基準価格等の記載

契約担当官等は、低入札価格調査制度の対象となる競争入札を行う場合、事務の適正な執行を確保するため、予決令第79条の規定に基づく「予定価格を記載した書面」の予定価格の下に、以下の記載例により低入札価格調査基準価格等を記載すること。

(低入札価格調査基準価格等の記載例)

低入札価格調査基準価格

(○○○○円)

○○○○円 (消費税及び地方消費税相当額を含む)

[消費税及び地方消費税相当額 (調査基準価格×5/105) ○○○円]

4 入札参加者等への周知

本制度の円滑な運用を図るため、契約担当官等は、入札参加者等に対し、以下の記載例の内容を記載した入札説明書等の条文を熟読することを促すとともに、入札説明及び入札執行の際に次の点を説明すること。

ア 予決令第85条の基準があること

イ 低入札価格調査基準価格を下回った入札が行われた場合の入札終了の方法及び結果の通知方法

ウ 低入札価格調査基準価格を下回った入札を行った者は、最低価格の入札者であっても必ずしも落札者とはならない場合があること

エ 低入札価格調査基準価格を下回った入札を行った者は、事後の事情聴取に協力すべきこと

(入札公告等における記載例) (注) 総合評価落札方式による競争入札の場合は、記述が異なる

() 落札者の決定方法、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする場合がある。

5 調査の実施

(1) 契約担当官等は、低入札価格調査基準価格を下回る価格で入札を行った者について、その価格によっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるか否かについて、次のような内容により入札者からの事情聴取、関係機関への照会等の調査を行うものとする。なお、調査日数の短縮等の観点から、入札の時点で可能な

ものについては、予め下記調査内容に係る資料を必要に応じて提出させること。

ア 当該価格で入札した理由及びその積算の妥当性

当該価格で入札した理由を把握するとともに、入札価格の積算及びその根拠となる資料を把握し、予定価格の積算と大きく異なる場合には、その理由等も把握する。特に、工数積算については、業務の実施に真に必要な工数が計上されているかどうか、十分に確認する。

イ 当該契約の履行体制

当該入札価格による場合の履行に係る人員・技術者等の供給状況、下請予定の状況、これまでの下請に対する支払遅延の実績など、履行体制の妥当性を把握する。特に、特定の技術や能力を有する技術者等を必要とする業務であることを仕様書において明らかにしている場合には、当該技術者等が適切に確保される見込みがあるかどうか、十分に確認する。

また、必要に応じて、調査時点において想定されている下請予定の者についても、網羅的に同様の事情を聴取する。

ウ 当該契約期間中における他の契約請負状況

上記イの調査で確認された履行に係る人員・技術者等の配置が、当該契約期間中における他の契約の処理状況と整合性が図られているか把握する。

エ 手持ち機械その他固定資産の状況

当該契約において、コンピューターや無形固定資産等の請負者が保有する資産の活用が可能な場合には、それが入札価格の範囲で当該契約に利用できるものであることを把握する。

特に、特定の機械設備等を必要とする業務であることを仕様書において明らかにしている場合には、当該機械設備等が適切に確保される見込みがあるかどうか、十分に確認する。

また、必要に応じて、当該入札における積算において必要な費用が適正に反映されているかどうか、外部の公認会計士等に確認するとともに、積算に反映されていない必要な費用があれば、どのように対処して仕様書に示す業務を遂行するのか確認する。

オ 国及び地方公共団体等に対する契約の履行状況

国及び地方公共団体等から過去に請け負った契約に関し、入札価格（落札価格）、契約内容及びその履行状況を把握するとともに、必要に応じて、これらの事項について発注者に確認する。

カ 経営状況

財務諸表、売上の見込み、経営・財務の状況等を把握する。

キ 信用状況

納税証明書、登記事項証明書、銀行との取引状況等を把握するとともに、必要に応じて、これらの事項について関係機関に確認する。

- (2) 契約担当官等は、(1)の調査の結果、最低価格入札者の入札価格によっては契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めた場合には、予決令第86条第2項の規定に基づき、調査の結果及び意見を記載した書面を作成の上、契約審査委員に提出し、その意見を求めなければならない。
- (3) 契約審査委員は、契約担当官等から意見を求められたときは、審査を行い、書面によって意見を表示するものとする。この場合の意見は多数決ではなく、各契約審査委員が個別に意見を表示すること。
- (4) 契約担当官等は、契約審査委員の意見の表示を受け、予決令第88条の規定に基づき落札者を決定するものとする。さらに、次順位者を落札者とした場合には、同令第90条第1項の規定に基づき、調書等を作成・提出すること。なお、提出する調書等は、

財務大臣宛て及び会計検査院長宛ての正本それぞれ1部に環境大臣宛ての文書を添付し、当職宛てに送付すること。

6 その他

- (1) 低入札価格調査の対象となった入札の入札結果等を公表する際には、閲覧に供する書面に低入札価格調査を実施した旨を記載すること。また、低入札価格調査の結果、最低価格の入札者を排除した場合には、当該調査の概要についても公表すること。
- (2) 最低価格入札者の次順位の入札者が基準額を下回る入札価格である場合は、当然、当該次順位の入札者についても低入札価格調査を実施すること。
- (3) 契約担当官等は、低入札価格調査を実施した上で落札者を決定したときは、直ちに契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）第10条第2項及び第3項に規定する手続を行うこと。
- (4) 最低価格の入札者を排除した場合であって、当該入札者の行為に特に重大な問題があると認められる場合には、環境大臣又は契約担当官等は、その問題に応じて、当該事業者を予決令第72条の有資格者名簿から排除又は指名停止など、以後の契約における措置を講ずることとする。

なお、予決令第72条の有資格者名簿が統一資格とされていることから、同条に係る措置を講ずる際には、他省庁との十分な連携が必要となることに留意すること。

また、排除した事業者に法令違反の事実などが認められる場合には、当該法令の所管省庁に連絡するなど適切な措置を講ずること。